

生活支援部

【新賃金】

(最低賃金955円改定)

資格	学生orパート	開始～22時	22時～翌朝5時 (7時間) 宿泊有	5時～終了	15:30～翌9:30 勤務の場合
ヘルパー資格無	試用期間 100時間迄	7,020円 (813円)	8,640円 (1,000円)	4,860円 (562円)	20,520円 (2,375円)
	時給 1,080円				
	100時間以降	7,020円 (813円)	8,640円 (1,000円)	4,860円 (562円)	20,520円 (2,375円)
	時給 1,080円				
資格有	試用期間 100時間迄	7,020円 (813円)	8,640円 (1,000円)	4,860円 (562円)	20,520円 (2,375円)
	時給 1,080円				
	100時間以降	9,425円 (3,217円)	11,600円 (3,960円)	6,525円 (2,227円)	27,550円 (9,404円)
	時給 1,450円				
ヘルパー2級・初任者以上修 重度訪問従事者研修修了者	試用期間 100時間迄	7,020円 (813円)	8,640円 (1,000円)	4,860円 (562円)	20,520円 (2,375円)
	時給 1,080円				
	100時間以降	7,020円 (813円)	8,640円 (1,000円)	4,860円 (562円)	20,520円 (2,375円)
	時給 1,080円				

①資格有の方は、活動開始から100時間を超えた場合、翌月活動分の給与より100時間以降の時給にUPLします。

※ショートステイ レスパイトで活動の方は、100時間以降も時給はUPいたしません。

②コンビニハウス介護職員初任者研修講座修了者は活動開始から300時間で受講料80%返金。

(処遇改善金により)

③コンビニハウス重度訪問従業者養成研修講座修了者は活動開始から100時間で受講料全額返金。□

(処遇改善金により)

④処遇改善金は情勢により支払われないことがあります。

⑤活動するにあたり、毎月 学習会1時間～2時間参加すること。

⑥学習会参加者には、学習会手当として時間数(処遇改善金より)と、交通費は支給。

⑦コンビニハウスでの食事は自己負担(天引き) パルハウスでの食事は持参。

朝食 300円 昼食 400円 夕食 500円

⑧金額下段の( )内金額は、処遇改善金になります。